

第2 建築物の屋上に設けるビヤガーデン、遊技場について

- (1) 消火器、非常警報設備、避難器具、誘導灯を有効に設けること。
(階数には、算定されないが消防用設備等の設置については、床面積に算入し、設置する。) また、避難器具の個数については、省令第26条で減免できるものであること。
- (2) テーブル、いす及び売り場の配置については、階段に通じる通路等を避難上有効に確保すること。
- (3) 建基政令第126条に基づく屋上広場にあつては、建築面積の1/2以上の大きさの広場部分を確保し、かつ、避難上支障のないものとする事。
- (4) 日よけ等を設ける場合、骨組は不燃材料とし、屋根は防炎性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする事。